平成２９年４月から

高齢者を支える新しいしくみ

介護予防・日常生活支援総合事業

のご案内

「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」とは

介護保険制度の改正を受けて、平成 29 年 4 月から、要支援１・２の方の訪問介護（ホームヘルプサービス）、通所介護（デイサービス）が、全国一律の基準による「予防給付」から、市町村が定める基準で実施する「総合事業」に変わります。

四日市市の「総合事業」では、これまでどおりの介護事業所によるサービスのほかに、基準を緩和したサービス、住民主体の支え合いによるサービスなど多様な主体によるサービスも実施しながら、地域全体で高齢者を支えるしくみをつくっていきます。

平成29年3月まで		平成29年4月から
介護給付（要介護１～５）	変更なし →	介護給付（要介護１～５）
予防給付（要支援１・2） 福祉用具貸与、訪問看護、通所リハ、短期入所など	変更なし →	予防給付（要支援１・２）
訪問介護、通所介護 （ホームヘルパー）（デイサービス）	変更 →	総合事業 【訪問型サービス】【通所型サービス】 （要支援１・2、基本ﾁｪｯｸﾘｽﾄ該当） ⇒介護予防訪問介護・通所介護相当ｻｰﾋﾞｽ 基準緩和サービス（サービスＡ） 住民主体サービス（サービスＢ）
介護予防事業 ・一次予防事業 ・二次予防事業	変更 →	【一般介護予防事業】 （65 歳以上の方） ⇒介護予防自主活動グループ ふれあいいきいきサロン　など